

『残雪朝光(八幡平市)』 写真：眞 館 弘 治

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

(全国安全週間・準備月間スローガン)

〔目次〕

平成30年度全国安全週間実施要綱、 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン	 2・3
中小企業事業主のみなさまへ「働き方改革」への取り組みを 支えるため労働時間相談・支援コーナーを設置します。	 4
岩手県働き方改革推進支援センターのご案内	 5
労働保険年度更新に係るお知らせ、 労働保険年度更新等申告書記載相談会及び申告書受付のご案内について	... 6
クエスチョン（「受動喫煙防止対策助成金」について）	 7
メンタルヘルスとコミュニケーション②	 8
インフォメーション	 9
講習会のお知らせ	 10・11

平成30年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかげがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事で安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、さらなる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、スローガンの下で取り組む。

2 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協 力 者 へ の 依 頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実 施 者 の 実 施 事 項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

②安全パトロールによる職場の総点検の実施

③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

岩手労働局・労働基準監督署

—熱中症予防対策の徹底を図りましょう—

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者が協力して、熱中症予防に取組みましょう!

【事業場で実施すべき事項】

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう ☒

●準備期間(4月1日～4月30日)

- | | | | |
|--|-----------------------------------|---|-------------------------------------|
| ☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備 | ☐ 作業計画の策定等 | ☐ 設備対策の検討 | ☐ 休憩場所の確保の検討 |
| ☐ 服装等の検討 | ☐ 教育研修の実施 | ☐ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立 | ☐ 緊急事態の措置の確認 |

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険個所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

(エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

「安全決意宣言」活動の実施について

岩手労働局、各労働基準監督署では、各事業場における「安全決意宣言」活動を強力に推進しています。

なお、実施要項、様式は岩手労働局ホームページに掲載しています。

Web検索 **安全決意宣言 岩手労働局**

スローガン

新たな視点でみつめる職場
惜しまぬ努力で築くゼロ災害
創意と工夫で安全管理

●キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。
準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- | | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置 | ☐ 休憩場所の整備 | ☐ 涼しい服装等 |
| ☐ 作業時間の短縮 | ☐ 熱への順化 | ☐ 水分・塩分の摂取 |
| ☐ 日常の健康管理等 | ☐ 労働者の健康状態の確認 | ☐ 健康診断結果に基づく措置 |
| | ☐ 異常時の措置 | |



●重点取組期間（7月1日～31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的にとりましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんととりましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。



中小企業 事業主の みなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金も
ご活用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、
岩手労働局助成金コーナー（019-606-3285）、ハローワークまでお問い合わせ下さい。
（URL）http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

スマートフォン
タブレットでも



ポータルサイト「スタートアップ労働条件」



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断が
できるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。
（URL）<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介
など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。
（URL）<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが
得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載して
います。
（URL）<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



岩手労働局・労働基準監督署

岩手県
働き方改革

推進支援センターのご案内

平成30年
4月開設

電話での
お問い合わせ

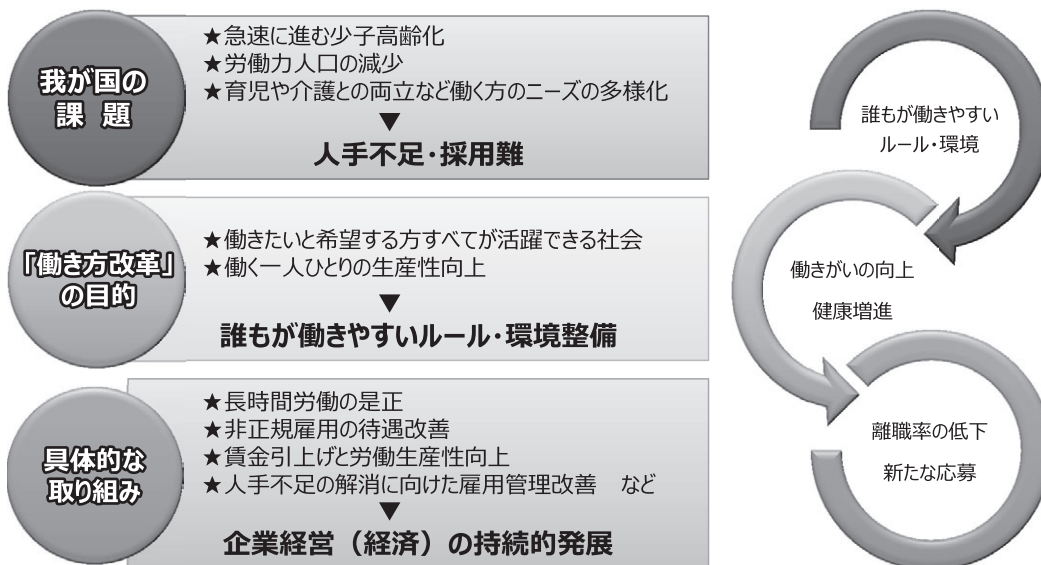
0120-198-077

《開設時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）》

住所：〒020-0821 盛岡市山王町1-1 岩手県社会保険労務士会内

mail：jwate-roumusikai@xvh.biglobe.ne.jp

『働き方改革』とは…



『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します

こんな「お悩み」を抱えていませんか？

- 36協定について詳しく知りたい
- 「同一労働同一賃金ガイドライン案」を参考にパートタイマーなどの処遇改善をするには
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 時間外労働の上限規制への対応は
- 弾力的な労働時間制度の構築には
- 多様な働き方を導入して生産性を上げるには
- 生産性向上による賃金引上げの支援制度は
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか
- 人材確保・育成を目的にした雇用管理改善には
- 必要な「就業規則」の見直しには
- 各種助成金について教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない

電話等による個別相談

支援センターでは相談員が常駐して電話・メール・来所による相談に対応します。

企業訪問による相談支援

ご希望により、専門家が直接ご訪問します。

出張相談会

商工会議所・商工会や中小企業団体中央会等において出張相談会を実施します。

事業主向けセミナー開催

商工会議所等において、制度紹介や労務管理手法等の普及セミナーを開催します。

関係機関との連携

ご相談内容に応じ、「県内地方公共団体」、「よろず支援拠点」等と連携を図ります。

「働き方改革」全般について、様々なご相談を受け付けます

「働き方改革」の実行に向けた

- ▶就業規則の作成方法
- ▶賃金規定等の見直し
- ▶労働関係助成金の活用 など

社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

※ご希望に応じて、直接企業に訪問することも可能です。

※出張相談会・セミナーも開催します。

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料**
のご案内です！

労働保険年度更新に係るお知らせ

- 労働保険制度は、労働者が業務又は通勤により負傷したり病気になった場合や失業した場合等の際に、労災（補償）給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成30年度の労働保険年度更新は、6月1日(金)から7月10日(火)までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に平成29年度の保険料を確定・精算し、併せて平成30年度の概算保険料の申告・納付を行っていただくことになります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末に各事業場へ送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続



きを終わるようお願いします。

- 申請により、労働保険料・一般拠出金について、口座振替による納付を行うことができます。口座振替をご希望される方は、労働局・労働基準監督署に備え付け所定の申込用紙か厚生労働省ホームページ【厚生労働省 労働保険料 口座振替】検索よりダウンロードをして、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

なお、口座振替を利用しますと保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。

- 電子申請による年度更新手続きも可能となっておりますので、積極的な利用をお願いします。

- 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。後日、年度更新申告書等の記載内容について、委託業者から問い合わせをさせていただきます。

- ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

労働保険年度更新等申告書記載相談会及び申告書受付のご案内について (労働保険事務組合の申告書は除く)

労働保険の運営につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働局・労働基準監督署職員及び社会保険労務士による労働保険年度更新等申告書の記載相談・申告書受付を行いますので、申告書の書き方が良く分からない方はこの機会を是非ご利用くださいますようお願いいたします。

なお、記載方法を既にご存知の方、社会保険労務士に委託されている方は、7月10日(火)までに自主申告・納付をお願いいたします。

また、労働保険事務組合の申告書は受付を行いませんので、指定された期日までに岩手労働局に提出をお願いいたします。

本年度も労働保険の年度更新についてのみの実施となり、社会保険に係る相談・受付については行いませんのでご了承ください。

記

1 日時及び場所

- 「日程表」のとおり

2 持参するもの

- 年度更新申告書
- 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
- 木材伐出業の労災保険の申告は「一括有期事業報告書」
- 建設業の労災保険の申告は「一括有期事業総括表」及び「一括有期事業報告書」

※申告書の受付には事業主の署名又は押印が必要です。

※確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表及び木材伐出業及び建設業の労災保険に係る一括有期事業報告書を事前に記入の上ご持参いただければ、短時間で申告書の記載が完了いたします。

記載せずにご持参いただく場合は、賃金台帳、木材伐出の実績資料、建設工事の請負契約書等、平成29年度の実績を確認できる資料等が必要となります。

《照会先》 岩手労働局 総務部 労働保険徴収室
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号
盛岡第2合同庁舎5階
TEL 019(604)3003 FAX 019(604)1532

「事業主控え（申告書の2枚目）及び納付書（領収済通知書）を付けて郵送される場合は、7月10日の4日前までに提出するようご協力をお願いします。」

平成30年度労働保険年度更新等申告書記載相談会開催日程表

※開催時間については、開催地区により異なりますのでご確認ください。

開催地区	開催日時	会場	所在地
盛岡	6月21日(木) 9:30~15:30	盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室	盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎
	6月26日(火) 10:30~15:30	都南勤労福祉会館	盛岡市永井23-14-1 (盛岡商工会議所都南支所裏)
岩手	6月20日(水) 10:30~15:30	岩手広域交流センター (プラザあい) 多目的ホール	岩手郡岩手町江刈内6-1-4
遠野	6月14日(木) 10:30~15:30	遠野市総合福祉センター レクリエーション遊戯室	遠野市松崎町白岩字 薬研淵1-3
釜石	6月18日(月) 10:30~15:30	岩手県釜石地区合同庁舎 (沿岸広域振興局) 4階大会議室	釜石市新町6-50
宮古	6月19日(火) 10:00~15:00	宮古市民総合体育館 (シーアリーナ) 3階大会議室	宮古市小山田2-1-1
花巻	6月20日(水) 10:30~15:30	花巻農業協同組合 本店 コミュニティーホール 「おっほの館」	花巻市野田316-1
一関	6月19日(火) 10:00~15:00	一関市総合体育館 (ユードーム) 第2・第3会議室	一関市狐禅寺石ノ瀬25-3
奥州	6月18日(月) 10:30~15:30	奥州市文化会館 (Zホール) 展示室	奥州市水沢区佐倉河 字石橋41
北上	6月22日(金) 10:30~15:30	北上市文化交流センター (さくらホール) 小ホール	北上市さくら通り2-1-1
大船渡	6月15日(金) 10:00~15:00	シーバル大船渡 2階大会議室	大船渡市盛町字二本 杵8-6
二戸	6月14日(木) 10:30~15:30	二戸合同庁舎(国) 1階共用会議室	二戸市石切所字荷渡6-1
久慈	6月15日(金) 10:00~15:00	久慈市文化会館 (アンバーホール) 視聴覚室	久慈市川崎町17-1

※ご希望の会場をご利用ください。

また、会場は混雑する場合がありますので、お越しの際は時間に余裕を持ってご来場願います。
上記会場以外でも随時、労働保険徴収室及び労働基準監督署で受付しています。

「受動喫煙防止対策助成金」について

Q 当社は、岩手県内で複数のレストランを経営している地元の企業です。
現在、各店舗とも全席で喫煙が可能となっていますが、今後、喫煙されないお客様の受動喫煙を防ぐため、喫煙する方の専用席を設け、そこに換気設備を設けて分煙化するか、喫煙室を設け、そこでのみ喫煙可とするか、検討しています。いずれにしても、実施に当たっては、まとまった費用が必要となりますが、このような措置を講じようとする際に利用できる国の支援制度には、どのようなものがありますか、また、どこに問い合わせたらよいでしょうか。

A 厚生労働省では、事業場内における労働者の受動喫煙防止対策を推進するため「受動喫煙防止対策助成金制度」を設け、一定の要件を満たす場合に、その費用の一部について助成を行っています。

助成を受けるための主な要件は次のとおりです。

- ・労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ・中小企業の事業主であること（詳細は別表を参照してください。）
- ・助成金を利用して措置を講じた区域以外を禁煙とすること
- ・喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的、経済的観点から妥当であること
- ・申請の前に工事等に着手していないこと
- ・申請時に提出いただく喫煙室などの見積書が詳細に記載されていること
- ・過去に助成を受けていないこと

交付を受けられる助成金の額は、「喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費及び機械装置費等」などの経費の、1／2の額（飲食店は2／3）となります。ただし、1事業場当たりの上限額は100万円となっています。

ご質問の場合は、別表の飲食店に該当しますので、労働者が50人以下又は資本金5千万円以下の場合、喫煙室の設置、あるいは喫煙席から非喫煙席にたばこの煙が流入することを防止するための措置を講ずるために必要な工費、設備費、備品費及び機械装置費等の費用の2／3の助成を受けられます。

なお、助成金は事業場単位での適用となりますので、複数の店舗それぞれについて申請することが可能となっています。また、お客様用の喫煙室の設置であっても、貴社の労働者であるレストラン従業員の受動喫煙防止に繋がることから、助成金の対象に含まれています。

助成金制度の詳細については「岩手労働局労働基準部健康安全課（電話：019－604－3007）」に御相談ください。また、申請様式、申請に関するQ&A等は厚生労働省のホームページに掲載しておりますので参考としてください。

別表

業 種	常時雇用する労働者数	資本金
小売業、飲食店、配達飲食業	50人以下	5千万円以下
宿泊業、娯楽業、医療・福祉、サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
農業、林業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

(注) 常時使用する労働者又は資本金のいずれかが該当していれば要件を満たします。

メンタルヘルスと コミュニケーション

②⑦ ～高飛車??～

今松 明子

ある職場に用事があり、出かけた時のことです。少しばかり早く着いたため、担当の男性と名刺交換後、職場の隅にあるソファで時間まで待つてほしいと言われ、そこで一人待っていました。その時、そこから数メートル離れたところから次のような会話が聞こえてきました。会話と言っても、おひとりの言葉は聞こえるのですが、もう一人の方の声は聞こえません。聞こえた方の方、話している方ですが、40代かなと思われる女性。その相手は明らかに年上の男性で、席の場所から言って管理者（あとで課長さんということがわかりました）ではないかと思いました。

「すみません、この書類、急ぎで確認してください！」

「……私には聞こえない……」

「ちょっと無理です。違うと思うんですけど!!」

「……私には聞こえない……」

お二人の関係性はわからないので、軽々に感想を言葉にすることは避けなければなりませんが、明らかに女性是不機嫌で言い方がぶっきらぼう、言葉だけを聞いていると上下関係が逆転しているように感じました。普段からそうなのか、直前に何かあったのかもわからないのですが、この後もしばらくこの調子で話を続けていました。そのうちに時間になり、名刺交換した方が別な場所に案内してくれたのですが、その途中で、「お恥ずかしいところお見せしました。いっつもあんなんですよ。ちょっと周囲のものも閉口なんですよ。」「はあ、大変ですね。」「そうなんですよ、あの怒鳴っている声を聞くだけで気分が悪くなりますからねえー。病気になりそうですよ。」なんて会話をしました。確かにあの女性の態度や言葉は高飛車にも、尊大にも聞こえましたが、怒鳴っていると言うのとは違うと思いました。彼女は今だけではなく、以前からもそういう態度を取りがちだということがわかりました。

なぜ、管理者がその状態を放置しているのかはわかりませんが、みなさんの身近にも似たようなタイプの方いませんか。自分にすごく自信があるのかも

しれません。自分の発言にも自信があり、とにかく上から目線での発言が多く、相手の話は聞かないという人です。相手が話している所に自分の意見を重ねてくるなど、“あの人は自分がいつも一番だと思っているのだろう”と周囲から思われるような人です。こういう人は自分に甘く、他人に対してはすごく厳しい態度を取りがちですが、周囲からは“自分のことは棚に上げている”なんて見えているかもしれませんね。

つまり、周囲には自分が思っている以上に自分のことが見えている場合が多いのです。私たちが業務遂行で使うものは基本的にコミュニケーションです。コミュニケーションとはただ単に会話を交わせばいいというものではないですね。相手のニーズをキチンと抑えることは当然重要ですが、それに加えて自分が周囲からどう見られているかということも意識していくことが大切なのです。職場の仲間として普通に話を通じる関係性、仲間としての信頼できる関係性をつくっていく意識は当然ながら持ちたいものです。そこが欠けている可能性の高い前述のような人は意外に自分に自信があるのではなく、反対にコンプレックスが強く、それを認めたくないがうえに対外的に高飛車で高慢な態度や言葉を取る場合もあることもあります。また、自己愛がちょっと高めかな?とも考えられます。こういう方は自分の自尊心を守るために、自分より弱いと思われる人を攻撃するということもありますし、自分が優越感を持ちたいがために攻撃をするということもあります。いずれにしても、パワハラとして表面化していくこともよくあることです。

前述の課長さんとお話をする機会はありませんでしたが、以前は相手の態度や言葉を注意していたのではないかと想像しました。いつからなのか、今のようになにもしないようになり、自分だけが我慢すればいいと考えるようになったかもしれません。もしかしたら結構参っているかもしれないとも思いました。他の部下の気持ちには目が行っていないようです。

どんな対応をすればいいか等についてはなんともしませんが、相手の身勝手な言動や高飛車な態度に振り回されないよう細心の注意が必要です。また、自分自身は「高飛車だよ。」とは思われないと言われたい、言動に気をつけ円滑な人間関係づくりを意識したいものです。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)マルモ通信	盛岡市
宮古	(株)大一物流	宮古市
宮古	特定非営利活動法人 宮古地区いきいきワーキングセンター	宮古市
宮古	(有)内藤農林	宮古市
宮古	(株)エムアンドエム	山田町
宮古	M I Y A B I (株)	山田町
宮古	(株)花兵衛本店	岩泉町
釜石	(株)麻生 三陸釜石工場	釜石市
釜石	(株)ロータス倉本	大槌町
花巻	(株)イワナン 水沢合材工場	奥州市
一関	(株)小野寺興業	一関市
一関	藤野建築	一関市

支部名	事業所名	所在地
一関	那須野ボデー	一関市
一関	本多歯科医院	一関市
大船渡	イエローハット 大船渡店	大船渡市
大船渡	(協)三陸パートナーズ	大船渡市
大船渡	(株)大船渡産業	大船渡市
大船渡	新沼車体工業	大船渡市
大船渡	(一社) 岩手県交通安全協会 大船渡支部	大船渡市
二戸	(株)小西美術工芸社 二戸支社	二戸市
二戸	(株)ネテック	二戸市
二戸	イエローハット 二戸店	二戸市
二戸	三陸観光(株)	久慈市
二戸	イエローハット 久慈店	久慈市

3 未会員数	5,055	4 月加入	24	4 月退会	16	4 月末会員数	5,063
--------	-------	-------	----	-------	----	---------	-------

岩手労働基準協会人事異動

平成30年 5 月31日付	退職	日 野 澤 等 (盛岡支部事務局長)
平成30年 6 月 1 日付	新任	千 葉 吉 美 (盛岡支部事務局長)
平成30年 6 月 1 日付	採用	安 倍 賢 (本部事務局次長)

●「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、**安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者**が対象とされています。当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

記

1. 日 時 平成30年7月13日(金) 13:30~16:30 (受付13:00より)
2. 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種(林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等)の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、**「安全管理者選任時研修」**修了者から安全管理者を選任することになっています。

社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を**8月7日(火)・8日(水)の2日間**、当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっています。

詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

●プレス機械作業主任者技能講習のお知らせ

労働安全衛生法により動力プレス機械を5台以上有する事業においては、プレス機械作業主任者の選任が必要となっています。

当協会では資格取得のための「プレス機械作業主任者技能講習」を、7月30日(月)・31日(火)に当協会研修センター(盛岡市)で開催いたします。

なお、この技能講習は年1回のみ開催となっています。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

講習会のおしらせ				30年8月迄のご案内			
区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	7/17(火)～19(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	16,200	2,160
		7/17(火)～18(水)・20(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
		8/28(火)～30(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
		8/28(火)～29(水)・31(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	プレス機械作業主任者技能講習	7/30(月)～31(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,512
	玉掛け技能講習	6/14(木)～15(金)・17(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		6/18(月)～20(水)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部		
		6/25(月)～27(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		7/2(月)～3(火)・5(木)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		7/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		7/23(月)～25(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		7/23(月)～24(火)・26(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		7/31(火)～8/2(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		7/31(火)～8/1(水)・3(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/6(月)～8(水)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		8/23(木)～25(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/23(木)～24(金)・26(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/27(月)～29(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/28(火)～30(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/28(火)～29(水)・31(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	6/18(月)～21(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部	29,160	1,620
		7/3(火)～6(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/9(月)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/13(金)～16(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/17(火)～20(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/24(火)～27(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	8/20(月)～23(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	12,960	1,620
		7/9(月)・13(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	6/11(月)～13(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		6/12(火)～14(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		6/12(火)～13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/2(月)～4(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/3(火)～5(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/3(火)～4(水)・6(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/26(木)～28(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/1(水)～3(金)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/20(月)～22(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		8/20(月)～21(火)・23(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		8/21(火)～23(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		8/21(火)～22(水)・24(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	高所作業車運転技能講習	7/17(火)～18(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850
		7/17(火)・19(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/18(水)～19(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/18(水)・20(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/23(月)～24(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		7/23(月)・25(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	7/12(木)～13(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,720	864
		7/31(火)～8/1(水)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部		
		8/1(水)～2(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		8/9(木)～10(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/9(木)～10(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,404
		8/22(水)～23(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特 別 教 育	足場の組立て等の特別教育(6時間)	7/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,400 6,480	800
	クレーン運転業務特別教育	8/22(水)～23(木)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	8,640 9,720	1,645
	アーク溶接等の業務特別教育	6/14(木)～15(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	9,720 10,800	1,080
		6/20(水)～21(木)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
		8/2(木)～3(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/10(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
		8/2(木)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	小型車両両系建設機械運転業務特別教育	7/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	7/12(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,560 8,640	702
		8/6(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	7/5(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,860 5,940	648
		8/3(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	自由研削と石取替え業務当別教育	8/27(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 6,480	1,296
	動力プレス金型等の取付等業務特別教育	8/23(木)～24(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
そ の 他	職長教育	6/26(火)～27(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,880 12,960	864
		7/9(月)～10(火)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
	職長・安全衛生責任者	6/11(月)～12(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
		6/21(木)～22(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	刈払機作業従事者安全衛生教育	8/29(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 8,640	2,700
	職長能力向上教育	8/24(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	7,560 8,640	1,620
	安全管理者選任時研修	8/7(火)～8(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	1,512
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	7/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	4,860 5,940	864
	第一種衛生管理者試験準備講習	6/21(木)～22(金) 及び 6/28(木)～29(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	6,696
	安全担当者研修会	6/15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員 5,940 7,020	無料 1,000 1,014
	危険予知リスクアセスメント講習会	8/21(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部		

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズプレゼント

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●5月号の正解

厚生労働省では、事業場内における労働者の受動喫煙防止対策を推進するため「受動喫煙防止対策助成金制度」を設け、一定の要件を満たす場合に、その費用の一部について助成を行っています。交付を受けられる助成金の額は、「喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費及び機械装置費等」などの経費の1/2の額（飲食店は2/3）となります。1事業場あたりの上限額は〇〇〇万円となっています。

では〇にあてはまるのは、次の①～③のどれになりますか？

- ① 200
- ② 100
- ③ 300

ヒント 本誌7ページの記事を参考に回答してください。

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成30年6月20日（水）消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報お待ちしております。

新コーナー ご当地紹介コーナー 6月・水無月



道の駅遠野風の丘創業感謝祭2018

写真提供：道の駅遠野風の丘

創業感謝祭が20周年を迎え、昨年までと趣も異なり、4週に渡ってイベントが継続されます。メインの大型テント、エアドーム（こども遊戯用）、地ビール市、産直の魅力（野菜・餅撒き）、郷土芸能コラボほか道の駅の繋がりを最大限に発揮します。

開催日 6/30～7/1、7/14～16、7/28～29、9/15～17

主催 （一社）遠野ふるさと公社 道の駅遠野風の丘、遠野市

場所 道の駅遠野風の丘東側特設ビックテント

問合せ 道の駅遠野風の丘
(0198-62-0888)

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

自分のは見えぬが見える人の粗

自分の事は、どうしても点数を甘くするので、深く掘り下げることがありません。それに引き換え、他人のことはなんとどうしても粗が見えてきます。

（川柳原生林3月号＜杜若＞佐々木七草作品より）

岩手の死亡災害（4月末）

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(1)
運輸交通業	0	(2)
林業	0	(1)
商業	0	(0)
その他	1	(1)

累計 5 (6)
() 内は前年同期

編集後記

「ゲートキーパー」って聞いたことありますか？「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方々に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」においては、重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を

始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていられるよう研修等を行うことが規定されています。平成29年の自殺者は21,321名にもなっており、少しでも早く減少させることが重要です。辛い気持ちを抱えている人を支えているのは、多くの場合、家族や友人、職場の同僚など身近にいる方々です。私たちは誰でも悩んでいる人と関わる可能性があります。私たちにもできることの支援について、一緒に考えてみませんか。各市町村等でもゲートキーパー養成研修が開催されています。対象者や開催時期等については、お近くの市町村役場（自殺対策担当課）にお問い合わせ下さい。

発行 平成30年6月1日
定価 1部 100円
〔会員事業所の購読料は年会費に含む〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤 勝 弘